

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 8 月 30 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の公布による。

立川市国民健康保険条例の一部を改正する条例

立川市国民健康保険条例（平成20年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(罰則) 第34条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第5項</u> の規定による届出をせず、 <u>又は虚偽の届出をした場合</u> においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科することができる。	(罰則) 第34条 世帯主が法第9条第1項若しくは <u>第9項</u> の規定による届出をせず、 <u>若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合</u> においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科することができる。

附 則

- この条例は、令和6年12月2日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 施行日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。